

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.47

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 エフィッシモ キャピタル マネージメント プーティーイー エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte Ltd) 取締役 高坂卓志 (Director)

【住所又は本店所在地】 260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)

【報告義務発生日】 2024年8月5日

【提出日】 2024年8月6日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 担保契約等重要な契約に関する変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	第一生命ホールディングス株式会社
証券コード	8750
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	エフィッシモ キャピタル マネージメント पीティーイー エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2006年6月19日
代表者氏名	高坂 卓志
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	高坂 卓志
電話番号	65 6733 0309

(2)【保有目的】

投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	100		101,701,400
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 100	P	Q 101,701,400
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		101,701,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年8月5日現在)	V	952,743,300
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		10.67
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		9.88

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年8月2日	株券	2,418,700	0.25	市場内	取得	
2024年8月5日	株券	1,445,000	0.15	市場内	取得	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- ・質権設定契約により、一任運用にかかる株券等のうち9,052,900株につき、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに対して質権設定
- ・提出者は、プライムブローカレッジ契約により、プライムブローカーに対して、提出者の保管資産を利用する権利（借入れ、貸付け、質権設定、担保権設定、再担保権設定、処分を含む。）及び債務不履行時における保管資産の処分清算・帰属清算権などを内容とする担保権を設定している。報告義務発生日現在の対象株数は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに関し10,563,700株、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドに関し16,167,100株、メリルリンチ・インターナショナルに関し8,201,200株、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに関し12,750,000株である。
- ・質権設定契約により、一任運用にかかる株券等のうち24,500,000株につき、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに対して質権設定
- ・提出者は、新生信託銀行株式会社との間の信託契約に基づき、発行会社の株式を信託している。信託契約期間中、提出者は信託内の株式の処分を指図しない。なお、義務発生日現在の信託契約の対象株式は、17,450,000株である。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	177
借入金額計（X）（千円）	0
その他金額計（Y）（千円）	175,237,657
上記（Y）の内訳	顧客資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	175,237,834

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地